

2015年1月13日

平成26年度人権に関する国家公務員等研修会

多文化共生を考える  
～人身取引問題の視点から～

人身売買禁止ネットワーク共同代表

立命館大学法科大学院教員

弁護士 吉田容子

# 1、人身取引問題からの視点

(1) その多くは、搾取を目的とする国境を越えた人の移送

国際組織犯罪防止条約人身取引議定書3条(定義)

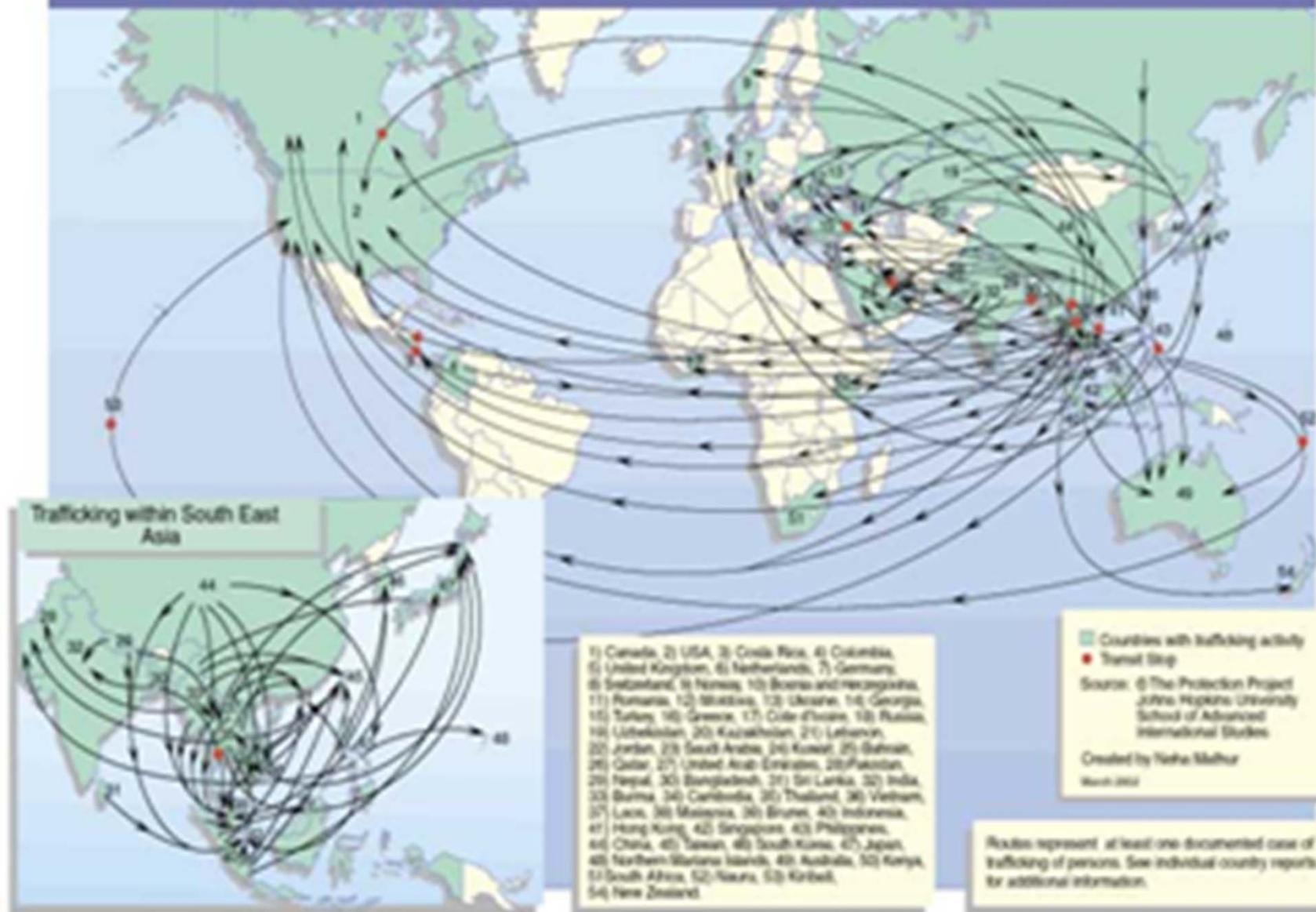
〈目的〉 搾取(他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働もしくは役務の提供、奴隷化もしくはこれに類する行為、隷属、臓器の摘出、等を含む)

〈手段〉 暴行、脅迫、欺罔、権力の濫用、脆弱な立場に乗ずること、他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受

〈行為〉 人の獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、収受

- 被害者が搾取に同意しているか否かを問わない
- 児童(18才未満の全ての者)の場合は、所定の手段は不要

## Trafficking of Persons, Especially Women and Children: South East Asia Routes



## (2) 手口は多様化・巧妙化

- 監禁し暴力で押さえつける事案は典型ではない。それでも逃げ出さないような管理。
- 借金、保証金による縛り  
本国の家族の情報把握  
賃金は払う(非常に低い、様々な控除、使用者管理)
- 婚姻・認知・養子縁組や技能実習制度などの利用
- 婚姻目的の事案も  
⇒地域社会・人々との接点あり。「普通の人」の関与

## (3) 日本国籍を持つ被害者も相当数いる。

- 警察庁によれば、認定された被害者総数657人、うち日本国籍者42人(2001～2013)。認知による国籍取得者も。  
⇒地域社会・人々との接点あり。「普通の人」の関与

**【事例】結婚目的で人身売買容疑、初摘発 フィリピン女性を37万円女性が逃走、大使館に駆け込み発覚(産経、2014.8.29)**

- 警視庁保安課は29日までに結婚する目的でフィリピン人女性を買い受けたとして人身売買の疑いで、川崎市高津区久末の会社員、黒木吉孝容疑者(65)を逮捕した。また女性を売り渡したとして、同容疑で住所不定無職、松本功容疑者(64)ら2人も再逮捕した。
- 保安課によると、結婚目的での人身売買事件の摘発は全国初。黒木容疑者は「買ったつもりはない」と容疑を一部否認し、松本容疑者ら2人は認めている。
- 黒木容疑者の逮捕容疑は、5月10日と11日、松本容疑者らに現金37万円を支払って、結婚目的でフィリピン人女性(28)を買った疑い。婚姻届は出していなかった。
- 女性が同14日に黒木容疑者宅から逃走し、大使館に助けを求めたことから事件が発覚。松本容疑者らは、川崎市の別の男に、わいせつ目的でフィリピン人女性を売り渡したとして同容疑で逮捕され「20～30件の国際結婚をさせた」と供述していた

## 【事例】中国人農業技能実習生に関する人権救済申立事件日弁連勧告

2014.12.1

- 中国人農業技能実習生は、技能実習制度の下で来日し、レタス栽培に従事していたが、長時間かつ休日の少ない厳しい労働環境と、狭く不衛生な寄宿舍が多いといった厳しい生活環境に置かれ、過酷な条件下にあった。また、中国の送出し機関は、私生活や交友関係に及ぶ規則とその違反に対する制裁金を定め、これら規則の遵守を監督する監督者を置き、更に保証金徴収や保証人との間の違約金契約による威嚇の下で労働を強いて、預貯金の自由な処分の可能性を奪うなどの行為をして、技能実習生が逃亡や権利主張を事実上できないようにしていた。
- 日本の監理団体である事業協同組合は、適正な技能実習の実施を監理すべき立場にあるところ、中国の送出し機関がこれらの行為をしていることを知りながら、看過し、あるいはこれを利用して技能実習生の管理を行っていた。その結果、技能実習生は、憲法22条1項が保障する移転の自由、憲法13条が保障する自己決定権を奪われ、同条及び憲法25条が保障する最低限の健康で文化的な生活を送ることのできる権利を侵害されていた。

#### (4) 被害者保護の難しさ

- 被害者としての自覚の欠如
- 頼るアテがない状況下でブローカーへの親しみの感情。
- 対処メカニズムとしての受容とあきらめ。
- (外国籍)本国の家族を養うための使命感。
  
- 法執行機関への恐れ(逮捕、退去強制)
  
- 支援の存在・相談先の不知、外部コミュニティからの断絶
- (外国籍)地理への不案内、言語や文化の相違によるコミュニケーションの問題

⇒地域社会・人々の気付きが重要

## (5) 受入側の問題

### ア、人の国際移動・国内移動の要因

- Push要因・・貧困、就業機会の不足、低い賃金水準、女性や若年者の弱い立場、政治的不安定 など
- Pull要因・・賃金の高さ、豊かさ、労働力需要の増加など

⇒ 国家間・地域間・帰属集団間の社会経済的地位の格差の是正が大きな課題

イ、しかし、それだけでは「搾取目的」「搾取」は生じない  
何故、被害者は、普通の労働条件で働けないのか？

- 在留資格による制約はある。  
しかし、それは「搾取」を誘導するものではない。
- 女性の場合、何故、性搾取が多いのか（労働現場でも）？  
何故、「婚姻」か？  
何故、アジアの女性が多いのか？  
何故、搾取側は平気なのか？
- 男性の場合、何故、アジアの男性が多いのか？  
何故、劣悪条件で労働させても使用者は平気なのか？
- 「普通の人」が何故、加害者になるのか？

- 日本は人の受入国
  - 搾取目的での国際移動(受入)・移動(受入)後の搾取を防止することが究極の目的
- 搾取・差別への敏感な視点を持つ
  - 外国人(国籍)や女性への差別意識がないか
- 安価な商品・サービス・労働など搾取に関係する可能性への視点(製造過程の透明化、消費者の責任)
- 搾取・差別を放置しない意識の醸成、制度
- 法制度にも敏感な視点を(買売春やポルノ、技能実習制度、入管法など。搾取や差別を許容する危険がないか?)
- 適正な移住者受け入れ施策
  - ⇒有効な多文化共生施策

## 2、日本における外国籍住民の状況

### (1)外国にルーツを持つ人々

- 外国籍の住民・・・外国生まれの者、日本生まれで一度も国籍国に行ったことがない者など
  - 日本国籍の住民・・・帰化により日本国籍を取得した者、日本国籍者の親がいる外国生まれの子、家族(親など)が外国籍の者など
  - 重国籍の住民・・・国籍留保者、国際結婚夫婦の子など
  - 無国籍の住民・・・国籍の確認手続きがとれない者、国籍が明らかではない者など
- 
- 人身取引の被害者、元被害者も含まれる。

## (2)在留外国人数の推移:資料1

- 現在、概ね200～210万人(女性>男性)  
中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルなど
- 特別永住者、永住者、定住者、日本人の配偶者等(64.9%)  
特別永住者の割合は減り、一般永住者の割合が増加  
定住者、日本人の配偶者等も相当数
  
- 滞在の長期化で、出稼ぎから定住・永住へ
- 婚姻も増加し、多様な文化的背景を持つ子どもが増加
- 子どもの教育・就労、高齢者福祉も課題として顕在化

### (3) 直面しやすい困難

#### ア、コミュニケーションに関するもの

- 日本語習得機会が少ない  
(日本人の外国語習得の意欲・機会も少ない)
- 多言語での情報、通訳・翻訳サービスが少ない

#### イ、生活に関するもの

- 健康保険や年金の加入が少ない
- 就学義務なし、不就学児童・生徒の存在。高校進学への壁。
- 雇用が不安定、生活が安定しない
- 災害時の避難が不安

#### ウ、地域社会との関係

- 地域住民との接点が少ない
- 文化摩擦や偏見から差別にあう

## 【事例】死亡しても会社の責任問わず フィリピン人採用で誓約書（2014.7.30 共同通信）

介護会社「寿寿」がフィリピン人女性を介護職員として採用する際に提出させていた誓約書のコピー

関西地域の介護会社「寿寿」（大阪府東大阪市）が、フィリピン人女性を介護職員として採用する際に、本人が死亡しても会社の責任は問わず、「永久に権利放棄する」との誓約書を提出させていたことが12日、共同通信の取材で分かった。

フィリピン人の女性職員からは「労働条件が厳しい」との苦情が出ており、宿直勤務を月間13回させた書類も残っている。職員が死亡した場合に会社を免責する誓約書に署名させていた理由や、休日取得などの実態について、厚生労働省が調査に乗り出した。

**【事例】 母子への暴力・虐待と貧困、在留資格もないままに置かれて  
ヒューライツ大阪 国際人権ひろば No.105(2012年09月発行号)**

フィリピン女性Aは、1990年代にエンターティナーとして来日後、店で知り合った日本人男性と同居、在留期限は切れてオーバーステイになった。その後、男性との間に次々と子どもが生まれた。ところが男性は、子どもの認知もAの在留資格の手続きも何もしないままだった。次第に、男性はAに対して、精神的な暴力や身体的な暴力を振るうようになる。生活費も、毎週ごくわずかなお金が渡されるだけだった。しかし毎年のように子どもを出産、5人の子どもを抱えたAさんには、生活のあてもない母国に帰国する選択はなく、生き延びていくために頼れるのは日本人男性のみだった。そうしたAの弱い立場につけこみ、男性はいいように暴力を振るい、気に入らないと子どもを虐待した。Aには、男性に逆らわず「ごめんなさい、ごめんなさい」と謝ることしか、男性の暴力を軽減するすべがなかった。経済的にも困窮し、冷蔵庫や洗濯機もない生活も経験した。学齢期に達した子どもたちも学校に通っていなかった。こうした生活の中で、Aのストレスは限界に達し、次第に身体の不調を感じ、めまいや頭痛を訴えるようになる。

こうした状況下、友人から紹介されたカラカサンに相談。支援を受けて、A自身の治療や子どもの就学、さらに子どもの認知や在留資格の取得が可能となり、Aと子どもたちは次第に元気を回復していった。カラカサンの活動への参加をつうじて自分の経験がDVであったことを認識したAさんは、男性の元から逃げ、母子での生活に踏み切ることができた。

### 3、多文化共生とは

(1) 多文化共生センター設立趣意書(阪神・淡路大震災で被災した外国人支援を契機に1995.10発足)

- 目的は、国籍、国籍、文化、言語などの違いを越え、互いを尊重する「多文化共生」の理念に基づき、在日外国人と日本人の双方に向けて「多文化共生」のための事業を創造し、実践すること
- 「支援する側」と「される側」を分けるのではなく、ともに影響を及ぼし合い、ともに変化する関係として位置付けた(既存の外国人支援との違い)

⇒ 地域社会・人々が接点を持ち、搾取・差別への敏感な視点を持つこと。搾取・差別を放置しない意識の醸成、制度。

(2)総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書-地域における多文化共生の推進に向けて」2006.03

- 国籍や民族などの異なる人々が、
  - 互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、
  - 地域社会の構成員として
  - 共に生きていくこと
- ⇒ 地域社会・人々とが接点を持ち、搾取・差別への敏感な視点を持つこと。搾取・差別を放置しない意識の醸成、制度。

- 「国籍や民族などの異なる人々が」
  - 目的は、偏見・差別を除去し、個人を尊重すること  
とすれば、障害の有無、年齢、性、思想なども含めた共生。  
国籍や民族等に着目する場合にも、アイヌ民族、同和  
問題、在日コリアンなどへの偏見・差別の除去も重要。
  - 集団間の関係を規定するのは社会構造的な要因  
とすれば、国・自治体はその主要な担い手
- 平等な社会(対等な関係)
  - 阻害するのは文化的違いだけではない  
社会経済的地位の格差が大きな要因  
集団間の比較(進学率・職業・所得など)と要因の特定

- 「地域社会の構成員(として)」は誰が決める？  
非正規滞在者は含まれるのか？  
構成員たる資格は入管法(国)により規定されるのか？

### 【フィリピンのカルデロンさん一家】

父母は1992・1993に他人名義旅券で入国

1995に長女出生。父は民間会社で就労(納税も)、母は専業主婦、長女は蕨市立の小中学に通学

2006に母逮捕され(執行猶予付き有罪)3人は退去強制処分

その取消しを求めた訴訟は2008に敗訴確定

その後も、繰り返し、在留特別許可を申請

蕨市議会は在留特別許可を求める意見書採択。住民2万人が法務省への嘆願書に署名。

2009.3父母は帰国。長女(中1)のみ在留特別許可(親族が保証人)

## 総務省の前記報告書&多文化共生推進プログラム

- 外国人の出入国に関する行政は国の所管であり、外国人をどのような形態で日本社会に受け入れるかについての基本的なスタンスの決定は、国が第一義的な責務を有している。
- しかし、いったん入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方自治体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きい。
- 地方自治体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致する。

→ 国と地方自治体(NGO)の見解が一致しない事態？  
法制度やその適用にも敏感な視点が必要

### (3)「共生」のためには「人権保障と平等」が必要

#### ア、国・自治体の役割は

- 集団間の格差を生み出す社会経済的要因の除去
- 潜在能力の平等の確保(生き方の自由を保障する機会の平等)。栄養、健康、社会参加の機会など
- ハンディキャップに結びつく「差異」の補償(個人の選択によるものではない要因により必要になる資源は補償)
- 人々への情報提供、啓発

#### イ、人々の役割は

- 搾取、差別への敏感な視点を持つこと。搾取・差別を放置しないこと。

## 4、多文化共生施策の実際

### (1) 自治体が先行

- 国保加入や公営住宅入居(1972川崎、他の自治体も)
- 1982難民条約締結、社会保障分野での内外人平等
- 1980代半ば以降、非正規滞在の外国人労働者の増加。未払い賃金、人身取引、無保険者の医療費未収など。国民健康保険加入、生活保護準用。国が通達で否定すると、独自の医療費補填制度を設ける自治体も。
- 多言語での情報提供や相談窓口の設置。子どもの教育(通訳の配置、日本語指導の充実、母語教育など)
- 施策の策定過程への外国人住民の参画
- 1996川崎「外国人市民代表者会議」、他の自治体でも。職員として採用、外国人が役員のNPOに施策の実施を委託など

## (2) 2006総務省「多文化共生推進プログラム」

- コミュニケーション支援
- 生活支援
- 多文化共生の地域づくり
- 多文化共生施策の推進体制の整備

## (3) 多様な担い手

- 当事者団体  
フィリピン人移住者センター(FMC)、  
在日タイ人ネットワーク(TNJ)  
ふじみ野国際交流センター 等々

- NGO・・・各地。移住連など
- キリスト教会・・・カトリック、プロテスタント、YWCAなど
- 労働組合
- 企業（雇用、製造過程の透明化など）

## 5、まとめ

多文化共生の前提は、「人権保障」と「平等」  
搾取と差別をなくすという目的は、人身取引対策と重なる。

ご静聴、ありがとうございました！

【第1表】

国籍・地域別在留外国人数の推移

国籍・地域	平成15年末 (2003)	平成16年末 (2004)	平成17年末 (2005)	平成18年末 (2006)	平成19年末 (2007)	平成20年末 (2008)	平成21年末 (2009)	平成22年末 (2010)	平成23年末 (2011)	平成24年末 (2012)	平成25年末 (2013)	指数比 (%)	対前年末 増減率 (%)
計	1,804,695	1,863,870	1,806,689	1,989,864	2,069,065	2,144,682	2,125,571	2,081,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	100.0	1.6
中国	445,166	470,940	501,960	546,752	593,993	644,265	670,683	678,391	658,644	652,595	649,078	31.4	-0.5
韓国・朝鮮	599,231	594,117	586,400	586,782	582,754	580,760	571,598	560,799	542,182	530,048	519,740	25.2	-1.9
フィリピン	167,215	178,099	163,890	171,091	182,910	193,426	197,971	200,208	203,294	202,985	209,183	10.1	3.1
ブラジル	269,907	281,413	298,382	308,703	313,771	309,448	264,649	228,702	209,265	190,609	181,317	8.8	-4.9
ベトナム	23,003	25,061	27,990	31,527	36,131	40,524	40,493	41,354	44,444	52,367	72,256	3.5	38.0
米国	46,832	47,745	48,376	50,281	50,858	51,704	51,235	49,821	49,119	48,361	49,981	2.4	3.3
ペルー	47,122	49,483	52,217	53,655	55,487	56,050	54,607	52,385	51,471	49,255	48,598	2.4	-1.3
タイ	26,044	28,049	29,599	32,029	34,547	36,560	37,812	38,240	41,316	40,133	41,208	2.0	2.7
台湾	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,775	33,324	1.6	46.3
ネパール	3,270	4,105	5,314	6,596	8,417	11,556	14,745	17,149	20,103	24,071	31,537	1.6	31.0
その他	176,905	184,859	192,561	202,448	210,197	220,389	221,778	220,212	217,511	220,457	230,223	11.1	4.4

注1) 平成23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者数の数である。

注2) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数である。

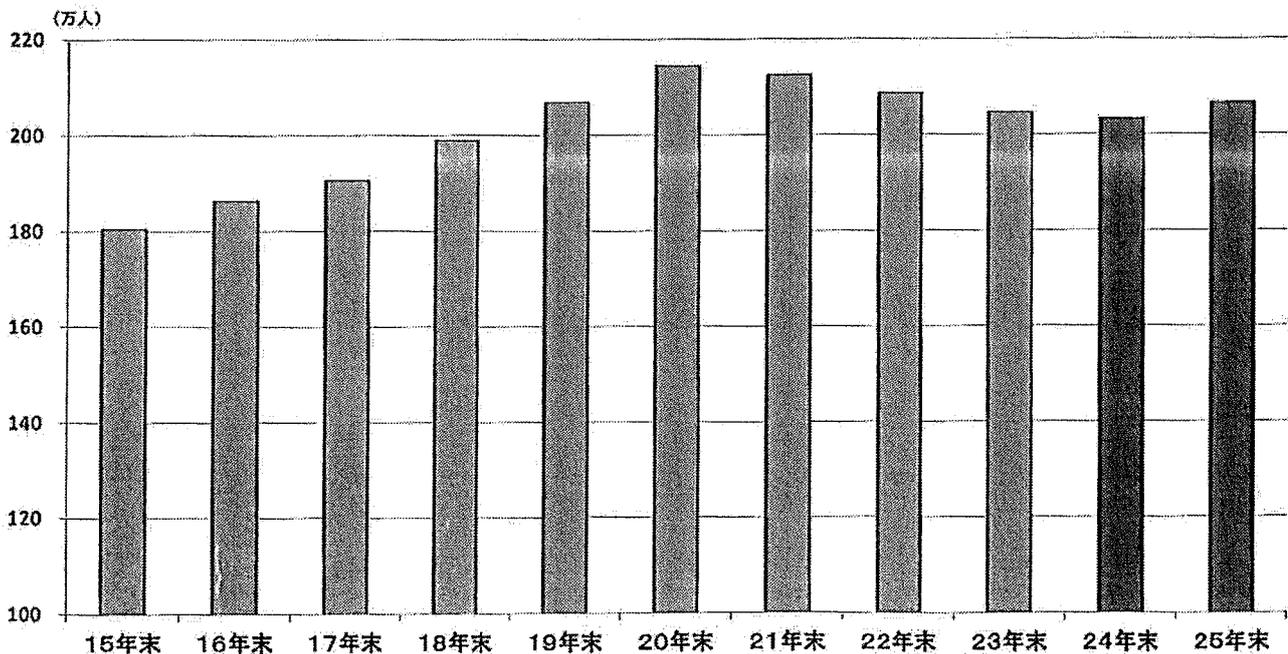
注3) 平成24年末以降の「台湾」は、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた人の数であり、在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けていない者は、中国に含まれる。

男性	943,437	45.7	2.3
女性	1,123,008	54.3	1.0
総数	2,066,445	100.0	1.6

(参考)	15年末	16年末	17年末	18年末	19年末	20年末	21年末	22年末	23年末	24年末	25年末
外国人登録者数	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508		

【第1図】

在留外国人数の推移



注) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数である。

【第2表】

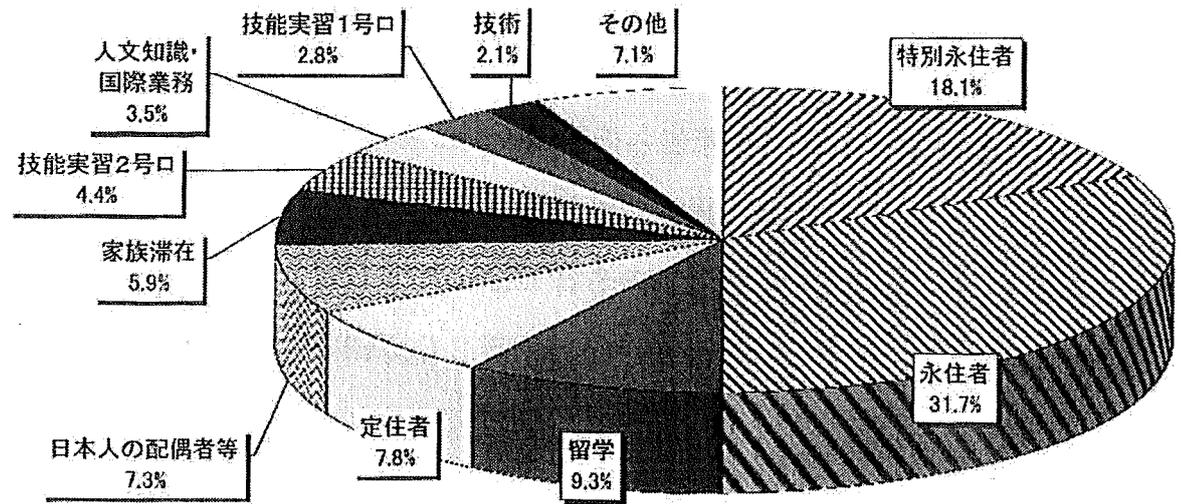
在留資格等別在留外国人数の推移

在留資格	平成21年末 (2009)	平成22年末 (2010)	平成23年末 (2011)	平成24年末 (2012)	平成25年末 (2013)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
	計	2,125,571	2,087,261	2,047,349	2,033,656		
特別永住者	409,565	399,106	389,085	381,364	373,221	18.1	-2.1
永住者	1,716,006	1,688,155	1,658,264	1,652,292	1,693,224	81.9	2.5
留学者	533,472	565,089	598,440	624,501	655,315	31.7	4.9
定住者	192,668	201,511	188,605	180,919	193,073	9.3	6.7
技能実習	221,771	194,602	177,983	165,001	160,391	7.8	-2.8
技能実習1号イ		100,008	141,994	151,477	155,206	7.5	2.5
技能実習1号ロ		2,707	3,991	4,121	3,683	0.2	-10.6
技能実習2号イ		47,716	57,187	59,160	57,997	2.8	-2.0
技能実習2号ロ		1,848	2,726	2,869	2,788	0.1	-2.8
日本人の配偶者等	221,923	196,248	181,617	162,332	151,156	7.3	-6.9
家族滞在	115,081	118,865	119,359	120,693	122,155	5.9	1.2
人文知識・国際業務	69,395	68,467	67,854	69,721	72,319	3.5	3.7
技術	50,493	46,592	42,634	42,273	43,038	2.1	1.8
技能	29,030	30,142	31,751	33,863	33,425	1.6	-1.3
永住者の配偶者等	19,570	20,251	21,647	22,946	24,649	1.2	7.4
特定活動	130,636	72,374	22,751	20,159	22,673	1.1	12.5
企業内転勤	16,786	16,140	14,636	14,867	15,218	0.7	2.4
投資・経営	9,840	10,908	11,778	12,609	13,439	0.7	6.6
教育	10,129	10,012	10,106	10,121	10,076	0.5	-0.4
教授	8,295	8,050	7,859	7,787	7,735	0.4	-0.7
宗教	4,448	4,232	4,106	4,051	4,570	0.2	12.8
文化活動	2,780	2,637	2,209	2,320	2,379	0.1	2.5
研究	2,372	2,266	2,103	1,970	1,910	0.1	-3.0
興行	10,966	9,247	6,265	1,646	1,662	0.1	1.0
研修	65,209	9,343	3,388	1,804	1,501	0.1	-16.8
医療	220	265	322	412	534	0.0	29.6
芸術	490	480	461	438	432	0.0	-1.4
報道	271	248	227	223	219	0.0	-1.8
法律・会計業務	161	178	169	159	149	0.0	-6.3

注1) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者数の数である。  
 注2) 留学は、「留学」と「就学」の合計である。

(参考) 外国人登録者数	2,186,121	2,134,151	2,078,508
--------------	-----------	-----------	-----------

【第2図】 在留資格等別在留外国人数（平成25年末現在）



【第3表】

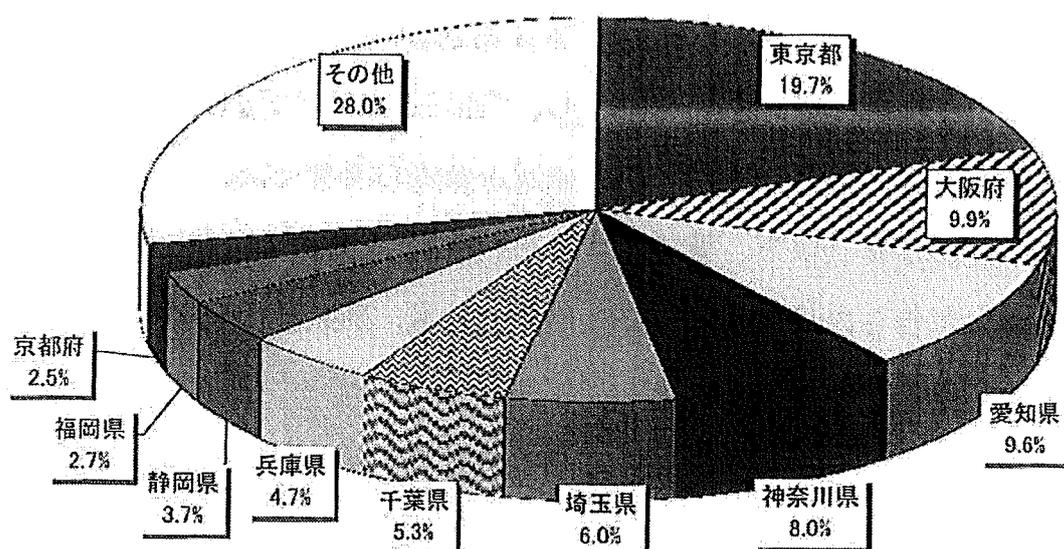
## 主な都道府県別在留外国人数の推移

都道府県	平成21年末 (2009)	平成22年末 (2010)	平成23年末 (2011)	平成24年末 (2012)	平成25年末 (2013)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総数	2,125,571	2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	100.0	1.6
東京都	400,521	406,397	397,595	393,585	407,067	19.7	3.4
大阪府	207,599	204,898	204,727	203,288	203,921	9.9	0.3
愛知県	209,352	200,844	197,949	195,970	197,808	9.6	0.9
神奈川県	165,466	163,628	162,416	162,142	165,573	8.0	2.1
埼玉県	118,581	119,147	117,032	117,845	123,294	6.0	4.6
千葉県	109,093	109,261	107,199	105,523	108,848	5.3	3.2
兵庫県	101,245	99,653	98,026	97,164	96,541	4.7	-0.6
静岡県	91,445	84,621	81,224	77,353	75,467	3.7	-2.4
福岡県	51,762	52,404	52,305	53,356	56,437	2.7	5.8
京都府	52,597	52,333	52,294	52,096	52,266	2.5	0.3
その他	617,910	594,075	576,582	575,334	579,223	28.0	0.7

注) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者数の数である。

【第3図】

## 都道府県別在留外国人数（平成25年末現在）



【第4表】

## 都道府県別在留外国人数の推移

都道府県	平成22年	平成23年	平成23年	平成23年	平成23年	平成24年	対前年末 増減率 (%)	平成25年	対前年末 増減率 (%)	平成25年	対前年末 増減率 (%)
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末			6月末		12月末	
総数	2,087,261	2,053,782	2,056,664	2,053,558	2,047,349	2,033,656	-0.7	2,049,123	0.8	2,066,445	1.6
東京都	406,397	398,287	400,197	398,534	397,595	393,585	-1.0	400,828	1.8	407,067	3.4
大阪府	204,898	203,753	204,401	205,172	204,727	203,288	-0.7	203,686	0.2	203,921	0.3
愛知県	200,844	198,371	198,213	198,299	197,949	195,970	-1.0	196,379	0.2	197,808	0.9
神奈川県	163,628	161,595	162,394	162,574	162,416	162,142	-0.2	163,906	1.1	165,573	2.1
埼玉県	119,147	117,700	117,731	117,291	117,032	117,845	0.7	120,809	2.5	123,294	4.6
千葉県	109,261	107,167	107,900	107,419	107,199	105,523	-1.6	107,214	1.6	108,848	3.2
兵庫県	99,653	99,072	98,927	98,759	98,026	97,164	-0.9	96,493	-0.7	96,541	-0.6
静岡県	84,621	83,356	82,773	82,040	81,224	77,353	-4.8	76,354	-1.3	75,467	-2.4
福岡県	52,404	51,418	51,656	52,052	52,305	53,356	2.0	54,275	1.7	56,437	5.8
京都府	52,333	51,767	51,624	51,931	52,294	52,096	-0.4	51,846	-0.5	52,266	0.3
茨城県	51,504	48,627	48,992	49,736	49,987	50,562	1.2	50,921	0.7	51,107	1.1
岐阜県	47,910	47,787	47,293	47,103	46,910	45,878	-2.2	44,998	-1.9	45,105	-1.7
三重県	45,567	45,260	44,886	44,662	44,777	42,879	-4.2	42,309	-1.3	42,945	0.2
群馬県	41,487	41,212	41,048	40,966	40,949	41,181	0.6	42,110	2.3	42,171	2.4
広島県	39,337	39,167	39,264	38,993	39,028	38,545	-1.2	38,254	-0.8	38,736	0.5
長野県	34,341	33,701	34,832	34,731	33,232	31,786	-4.3	32,706	2.9	31,003	-2.5
栃木県	31,340	30,523	30,244	30,157	30,340	30,087	-0.8	30,496	1.4	30,727	2.1
滋賀県	26,187	25,826	25,914	25,737	25,284	24,809	-1.9	24,890	0.3	24,712	-0.4
北海道	22,020	22,005	22,440	22,609	21,878	22,027	0.7	22,783	3.4	22,629	2.7
岡山県	22,259	22,011	21,562	21,397	21,401	20,968	-2.0	20,478	-2.3	20,958	0.0
宮城県	15,942	14,409	13,910	13,910	13,865	14,214	2.5	14,508	2.1	15,247	7.3
山梨県	15,373	14,993	15,034	14,911	14,869	14,388	-3.2	14,176	-1.5	13,996	-2.7
山口県	14,223	13,986	13,926	13,885	13,756	13,495	-1.9	13,401	-0.7	13,387	-0.8
富山県	13,706	13,657	13,596	13,570	13,582	13,646	0.5	13,426	-1.6	13,361	-2.1
新潟県	13,527	13,112	13,049	13,218	13,191	13,134	-0.4	13,206	0.5	13,256	0.9
福井県	12,288	12,245	12,302	12,114	12,059	12,202	1.2	12,019	-1.5	11,689	-4.2
奈良県	11,187	11,172	11,280	11,305	11,107	11,137	0.3	11,182	0.4	11,164	0.2
石川県	11,235	11,100	11,017	10,806	10,737	10,839	0.9	10,779	-0.6	10,773	-0.6
沖縄県	8,799	8,844	8,910	9,064	9,148	9,404	2.8	9,740	3.6	10,198	8.4
大分県	10,586	10,172	10,328	10,003	10,054	9,908	-1.5	9,798	-1.1	9,862	-0.5
福島県	11,190	10,222	9,835	9,623	9,569	9,259	-3.2	9,489	2.5	9,726	5.0
熊本県	8,928	8,696	8,707	8,850	8,873	9,110	2.7	9,291	2.0	9,693	6.4
愛媛県	8,935	8,837	8,821	8,908	8,817	8,905	1.0	8,838	-0.8	8,834	-0.8
香川県	8,337	8,325	8,283	8,263	8,269	8,277	0.1	8,356	1.0	8,510	2.8
長崎県	7,628	7,287	7,324	7,264	7,294	7,289	-0.1	7,535	3.4	7,995	9.7
鹿児島県	6,124	6,077	6,119	6,146	6,228	6,317	1.4	6,350	0.5	6,443	2.0
山形県	6,546	6,370	6,292	6,351	6,229	6,214	-0.2	6,236	0.4	6,182	-0.5
和歌山県	6,078	5,927	5,954	5,873	5,900	5,791	-1.8	5,805	0.2	5,923	2.3
鳥根県	5,659	5,608	5,651	5,489	5,427	5,486	1.1	5,493	0.1	5,530	0.8
岩手県	6,147	5,217	5,170	5,126	5,210	5,372	3.1	5,460	1.6	5,505	2.5
徳島県	5,116	5,067	4,988	4,898	4,926	4,981	1.1	4,953	-0.6	5,002	0.4
佐賀県	4,274	4,193	4,198	4,210	4,235	4,360	3.0	4,353	-0.2	4,387	0.6
宮崎県	4,249	4,150	4,231	4,231	4,289	4,125	-3.8	4,207	2.0	4,262	3.3
青森県	4,421	4,182	4,181	4,137	3,959	3,930	-0.7	3,947	0.4	3,975	1.1
鳥取県	4,157	4,145	4,052	4,029	4,018	3,947	-1.8	3,866	-2.1	3,906	-1.0
秋田県	4,022	3,848	3,839	3,842	3,776	3,702	-2.0	3,702	0.0	3,714	0.3
高知県	3,446	3,336	3,376	3,370	3,409	3,380	-0.9	3,327	-1.6	3,428	1.4
未定・不詳	-	-	-	-	-	3,798	-	3,945	-	3,182	-16.2

注) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者数の数である。